

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第2条第1項（変更なし）	第1条～第2条第1項（省略）
第2条 2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、<u>表2</u>に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。 3 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を<u>表3</u>のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。 4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。	第2条 2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、<u>表3</u>に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。 3 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を<u>表4</u>のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。 4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合である場合は、委託契約書にその旨を記載する。
第3条～第8条（変更なし）	第3条～第8条（省略）
第9条第1項 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。<u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u>	第9条第1項 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。
第9条第2項～第13条（変更なし）	第9条第2項～第13条（省略）
第14条 本契約の末尾に記載された表1ないし<u>表3</u>に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。	第14条 本契約の末尾に記載された表1ないし<u>表4</u>に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。
第15条～第16条、表1（変更なし）	第15条～第16条、表1（省略）
表2 <u>甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、及び処理能力</u> （旧表2を削除し旧表3に差替え、以下修正） ①処分事業場に早来支店を追加 ②<u>廃石綿等の処分事業場から札幌工場を削除</u>	表2、表3（省略）

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

表3 <u>最終処分場の場所、方法及び処理能力</u> (旧表4に差替え、以下修正) ①事業場記載順 50音順 ②ソネイシカムテックス(株) <u>S.P.E.C(株)</u> <u>太平洋セメント(株) 熊谷工場</u> <u>太平洋セメント(株) 埼玉工場</u> <u>太平洋セメント(株) 大分工場</u> <u>(株)京都環境保全センター</u> <u>住友大阪セメント(株) 栃木工場</u> <u>三菱マテリアル(株) 横瀬工場</u> 以上8事業場を削除 ③<u>(株)京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u> <u>住友大阪セメント(株) 赤穂工場</u> <u>三菱マテリアル(株) 九州工場</u> <u>麻生セメント(株) 田川工場</u> 以上4事業所を追加 ④<u>所在地を許可証通り表示</u> (2018年6月1日)	表4 (省略) (2018年4月27日)
第1条～第16条 (変更なし) 表1 乙の事業の範囲 <u>川崎工場削除</u> (川崎工場の事業範囲は三友プラントサービスに移管されました) 表2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分場所、方法及び処理能力 <u>処分事業場 川崎工場を削除</u> 表3 <u>最終処分場の場所、方法及び処理能力</u> (以下修正) ④新井総合施設(株) <u>君津環境整備センター追加</u> ⑬大平興産(株)大塚山第三処分場 施設の処理能力<u>訂正</u> <u>2,937.275 m³</u> (2018年9月3日)	第1条～第16条 (省略) 表1 (省略) 表2 (省略) 表3 (省略) (2018年6月1日)

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

第1条～第16条、表1、表2（変更なし） 表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>②麻生セメント(株) 荻田工場 削除</u> <u>③麻生セメント(株) 田川工場 削除</u> <u>④新井総合施設(株)</u> <u>君津環境整備センター 削除</u> <u>⑤宇部興産(株) 宇部セメント工場 削除</u> <u>⑥宇部興産(株) 伊佐セメント工場 削除</u> <u>⑦宇部興産(株) 荻田セメント工場 削除</u> <u>⑧かながわ環境整備センター 削除</u> <u>⑪住友大阪セメント(株) 高知工場 削除</u> <u>⑫住友大阪セメント(株) 赤穂工場 削除</u> <u>⑬大平興産(株)大塚山第三処分場 削除</u> <u>⑮(株)デイ・シイ 川崎工場 削除</u> <u>⑯(株)トクヤマ 徳山製造所(南陽) 削除</u> <u>⑱ひびき灘開発(株) 削除</u> <u>⑲三菱マテリアル(株) 九州工場 削除</u> (以上の削除により番号再採番) (2019年3月18日)	第1条～第16条、表1、表2（省略） 表3（省略） (2018年9月3日)
第1条～第3条第1項㊥（変更なし） 第3条第1項 <u>㊦日本産業規格 C0950 号に規定する含有マーク</u> が付された廃製品の場合には、含有マーク表示に 関する事項 第3条第1項㊦～第16条、表1、2（変更なし） 表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>⑥株式会社正田建設 追加</u> <u>⑦株式会社アールアンドイー 追加</u> <u>⑧株式会社C&R 追加</u> (2022年2月17日)	第1条～第3条第1項㊥（省略） 第3条第1項 <u>㊦日本工業規格 C0950 号に規定する含有マーク</u> が付された廃製品の場合には、含有マーク表示に 関する事項 第3条第1項㊦～第16条、表1、2（省略） 表3（省略） (2019年3月18日)
第1条～第16条、表1、表2（変更なし） 表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>②(株)京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u> 所在地変更 同地同番ほか <u>36筆→45筆</u> (2023年2月28日)	第1条～第16条、表1、表2（省略） 表3（省略） (2022年2月17日)

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

第1条～第16条（変更なし） 表1 乙の事業の範囲 <u>早来支店を削除</u> 表2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、方法及び処理能力 <u>処分事業場 早来支店を削除</u> 表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>①早来工営(株)を削除</u> (2024年7月17日)	第1条～第16条（省略） 表1（省略） 表2（省略） 表3（省略） (2023年2月28日)
第1条～第16条、表1、表2（変更なし） 表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>①東広商事(株)（広島県東広島市黒瀬町小多田字新立 10016 番 83）を2次処分先とする最終処分の場所 追加</u> <u>①-1 (株)トクヤマ 他 14 先を追加</u> (2025年6月10日)	第1条～第16条、表1、表2（変更なし） 表3（省略） (2024年7月17日)